

苅田町情報共有システム(ASP方式)利用に関する実施要領

令和7年4月1日

(総則)

第1条 本要領は、苅田町発注工事において、受発注者間で施工に係る情報を電子的に交換・共有するASP方式の情報共有システム(以下、「情報共有システム」という。)を利用することに関し必要な事項を定めたものである。情報共有システム利用にあたっては本要領によることとし、記載のないものについては、国が定める「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」を参考に受発注者間で協議のうえ決定するものとする。

(定義)

第2条 情報共有システムとは、受発注者間での工事書類・協議事項の共有やスケジュール調整、発注者における工事書類の電子管理、電子決裁等の機能を備えたものとする。

※「ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)方式」とは、情報共有システム提供者が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

(対象工事)

第3条 苅田町が発注する工事で、特記仕様書に「情報共有システム(ASP方式)の対象工事について」の記載があるもののうち、受注者が利用を希望する工事を対象とする。ただし、情報共有システムを利用する際は、全ての書類について情報共有システムを利用して提出すること。

(システム)

第4条 利用可能な情報共有システム、契約、費用負担はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 利用可能な情報共有システム 国土交通省がホームページで公表している「情報共有システム提供者機能要件工事 Rev. 〇. 〇(注)対応状況一覧表」に記載がある情報共有システム提供者が提供するものとし、またLGWAN(総合行政ネットワーク)に対応した情報共有システムとする。

(注)工事 Rev. 〇. 〇は、使用開始時点での最新版とする。

(2) 契約 情報共有システム提供者との契約は,受注者が行うものとする。

(3) 費用負担 情報共有システムの利用料金は,共通仮設費率に含まれている。

(工事帳票)

第5条 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子印については,紙への押印と同等の取扱いとする。

(データの提出)

第6条 受注者は,情報共有システム上で共有した工事書類を電子媒体(CD-R等)により監督員へ提出する。提出部数は2部(正・副)とする。

(完成検査)

第7条 完成検査は次のとおりとする。

(1) 現場検査 従来通りの方法での検査とする。

(2) 書類検査 原則,電子成果品については電子検査,紙成果品については紙検査とする。既済部分検査,出来形検査及び中間検査も同様とする。

(3) 検査の準備 検査に用いるパソコン等の機器は,原則として発注者が準備する。ただし,発注者が準備することができない場合は,受注者が準備する。

(4) 工事成績評定での取り扱い 情報共有システム利用の有無は,工事成績評定には反映しない。

(情報管理)

第8条 受発注者は,情報漏洩防止等の観点から次の項目の管理を徹底すること。

(1) ID・パスワードの管理徹底

(2) ウィルス対策の徹底

(3) 工事情報等機密情報の管理徹底

(4) 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)

(5) その他情報セキュリティに関する基準・法令等の順守

(その他)

第9条 情報共有システムの利用,成果品の提出,決裁はそれぞれ次のと

おりとする。

- (1) 情報共有システムの利用は、当面の間、受注者の希望による試行とする。
- (2) 情報共有システムの利用に際して不具合等が生じた場合は、受注者が対応すること。
- (3) 出来形管理資料、品質管理資料、工事写真等の電子成果品のうち、監督員あるいは検査員が求めるものは紙成果品も提出すること。
- (4) 発注者において総括監督員が決裁できないものについては、別途決裁権者の承認を得るものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。